

(証券コード 8247)
2023年5月8日

株 主 各 位

金沢市片町2丁目2番5号
株式会社 大 和
取締役社長 宮 二 朗

第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。
さて、当社第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主様におかれましては、当日出席されない場合、書面またはインターネットによる議決権の事前行使ができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2023年5月24日（水曜日）午後6時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月25日（木曜日）午前10時から
2. 場 所 金沢市南町4番1号
金沢ニューグランドホテル5階「銀扇」
※末尾「定時株主総会会場ご案内図」ご参照
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第107期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第107期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4. 株主総会参考書類等の電子提供措置について
当社は、本総会の招集にあたり会社法および当社定款の定めに従い、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については電子提供措置（後述の各ウェブサイト）をとっておりますが、本年は会社法に基づく書面交付請求の有無にかかわらず、従来どおり、すべての株主の皆様一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
①当社ウェブサイト（「IR情報」のページ）以下URLにアクセスして、
「第107期定時株主総会招集ご通知」をご覧ください。
<https://www.daiwa-dp.co.jp/company/ir/>

- ②株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/8247/teiji/>
③東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）以下URLにアクセスして、「銘柄名（会社名）」または「コード」の欄に「大和」または「8247」を入力し、当社情報欄の「基本情報」をご選択のうえ、「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知／株主総会資料」の順にお進みください。
<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正内容を前述の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

【重要】「本書からの一部記載の省略について」「株主様へのご案内」「議決権行使についてのご案内」につきましては、下記および次頁以降をご参照ください。

本書からの一部記載の省略について

電子提供措置事項のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」については、会社法および当社定款の定めに従い、本書には記載しておりません。前述の各ウェブサイト「第107期定時株主総会資料(交付書面に記載しない事項)」として掲載しておりますので、そちらをご覧ください。なお、これらは、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査対象になった事項であります。

株主様へのご案内

- ・**ご来場の株主様へのお土産等をご用意しておりません。**
- ・対応の変更やお知らせにつきましては、適時当社ウェブサイト (<https://www.daiwa-dp.co.jp/>) でご案内いたしますのでご確認下さい。

以 上

議決権行使についてのご案内



1. インターネットによる議決権事前行使のご案内

行使
期限

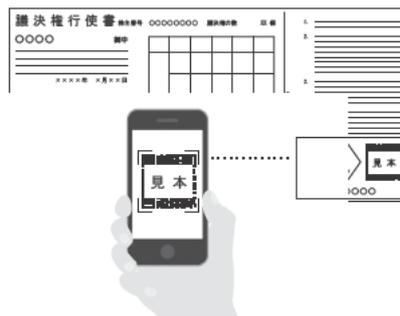
2023年5月24日（水曜日）
午後6時15分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

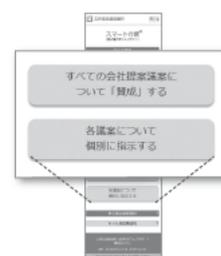


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。



「次へすすむ」
をクリック

- 2** 議決権行使書用紙に記載
された「議決権行使コード」
をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」
をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載
された「パスワード」を
ご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

- 4** 以降は画面の案内に従っ
て賛否をご入力ください。

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

2. 書面による議決権事前行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年5月24日（水曜日）午後6時15分までに到着するようご返送ください。

3. 議決権の取扱い等について

- ①パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- ②書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン、スマートフォン、携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権としてお取扱いいたします。
- ③議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ④パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ⑤パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ⑥議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- ⑦書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案の賛否に対する表示がない場合、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

- ◎其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
- ①証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
 - ②証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く)

事業報告 (2022年 3月1日から 2023年 2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が次第に収束に向かいましたものの、エネルギー資源や原材料高騰の影響等から、先行きは不透明な状況が続きました。

百貨店業界におきましては、売上高が次第に回復傾向となり、秋にはインバウンド需要も戻り始めましたが、物価上昇に伴う顧客の節約志向の高まり等から本格的な回復には至りませんでした。

この期間、当社におきましては、断続的な感染再拡大が集客に影響しましたものの、売上高は概ね順調に推移しました。このような中、重点顧客層の更なる深掘りと次世代顧客層の拡大を図るべく、引き続き、新しい「商品と企画」の開発を機軸とする営業強化策に取り組んで参りました。

香林坊店では、昨年3月の「ロエベ」ブティックの改装に続き、11月には「クロエ」ブティックを新規導入する等、好調なラグジュアリーブランドの充実を図りました。また、9月には2階婦人服フロアに若い世代を意識したファッションブランド、本年2月には紳士服フロアの強化に向け、海外ブランドを導入する等、顧客要望の高い「地域オンリーワンショップ」の導入を進めて参りました。

富山店におきましても、本物志向の顧客ニーズに対応するため、9月に富山地区初となるラグジュアリーブランドの特別販売会を開催、11月には北陸初となる若い世代の関心が高い人気洋菓子ブランドの期間限定販売会を開催し、広く次世代顧客の獲得に努めて参りました。

また、本年2月には「創業100周年記念」の催事企画として、人気陶芸作家「山本一洋の世界展」を香林坊店で開催し、富山店を含めた全社取組みにより全国トップクラスの売上高となりました。

こうした取組みにより、売上高につきましては、香林坊店、富山店ともに増収となり、香林坊店においてはほぼコロナ禍以前の水準となりました。

また、利益面につきましても、売上高の回復と合わせ販売管理費の圧縮に努めました結果、売上高137億8千9百万円、営業利益3億7千1百万円、経常利益2億1千万円、当期純利益2億2千3百万円となりました。

なお、当会計期間から「収益認識に関する会計基準」を適用しておりますが、同会計基準を適用しなかった場合の売上高は、380億2千7百万円（対前期増減率5.2%）であります。

なお、期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送りさせていただきたく存じます。

当社といたしましては、引き続き営業強化策を推進するとともに、経営効率の改善に努め、収益力の回復に取り組んで参る所存であります。

何卒、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

店別売上高

店 別	金 額	構成比	対前期増減率
香 林 坊 店	21,583百万円	56.8%	7.7%
富 山 店	16,443	43.2	2.1
計	38,027	100.0	5.2

（注）店別売上高の金額は、「収益認識に関する会計基準」を適用する前の総額売上高で記載しております。

商品別売上高

商 品 別	金 額	構成比	対前期増減率
衣 料 品	9,332百万円	24.5%	6.6%
身 回 品	6,340	16.7	11.6
雑 貨	6,802	17.9	5.8
家 庭 用 品	2,594	6.8	△6.6
食 料 品	11,865	31.2	2.4
そ の 他	1,092	2.9	20.1
計	38,027	100.0	5.2

（注）1. 商品別売上高の金額は、「収益認識に関する会計基準」を適用する前の総額売上高で記載しております。
2. △印は、減少を示しております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

各店 売場改装工事	122百万円
その他設備投資・改修工事等	70百万円

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

区 分	第 104 期 (2019年3月 ～2020年2月)	第 105 期 (2020年3月 ～2021年2月)	第 106 期 (2021年3月 ～2022年2月)	第 107 期 (2022年3月 ～2023年2月)
売 上 高	41,500百万円	32,654百万円	36,141百万円	13,789百万円
当 期 純 利 益	601百万円	△258百万円	△151百万円	223百万円
1株当たり当期純利益	107円18銭	△46円04銭	△27円07銭	39円78銭
純 資 産	1,735百万円	1,425百万円	1,398百万円	1,800百万円
総 資 産	23,401百万円	23,255百万円	21,980百万円	22,299百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 第105期の業績については、香林坊店は2020年4月14日から5月17日まで、富山店は2020年4月17日から5月17日まで（各店とも4月26日までは食品売場のみ営業）、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出に伴い営業を自粛し、全館休業いたしました。
3. 第107期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）を適用しております。なお、収益認識会計基準第89 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、第106期以前については新たな表示方法による組替を行っておりません。
4. 第107期における「収益認識に関する会計基準」を適用する前の総額売上高は、38,027百万円であります。
5. △印は、損失を示しております。

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、コロナ禍収束への期待感が高まる一方で、物価上昇に伴う顧客の節約志向の強まりが懸念されますとともに、電気料金等の値上げが見込まれる等、引き続き厳しい状況となることが予測されます。

こうした状況の中、更なる営業力の強化に向け、下記の課題に取り組んで参ります。

- ① 商品・企画の開発力強化
 - ・北陸オンリーワン、地域初のブランド・商品の導入を軸とした差別化の推進
 - ・地域商材の発掘、地域企業との協業による地域密着営業の推進
 - ・実効性ある創業100周年企画の取組み
- ② 販売力強化
 - ・全従業員参加での販売企画の推進・確立
 - ・商品知識・販売技術向上への勉強機会の創出
 - ・SNSを活用した販促取組みの推進
- ③ 営業推進力の強化
 - ・香林坊店・富山店の企画融合、一体運営による販売機会の拡大
 - ・全社挙げての重点企画の推進徹底
- ④ 成長戦略の推進
 - ・高級家具・インテリア・建装事業、人材派遣・販売代行事業等、新たなビジネスモデルに挑戦
 - ・EC事業の業容拡大およびデジタル販促の強化
- ⑤ CSR経営の推進
 - ・法令遵守の業務推進の徹底

(6) 重要な子会社の状況 (2023年2月28日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株)大和印刷社	58百万円	100.00%	印刷業
(株)勁草書房	50	100.00	出版業
(株)レストランダイワ	35	100.00	飲食業
(株)大和カーネーションサークル	90	100.00	友の会運営
(株)金沢ニューグランドホテル	80	50.53	ホテル業

(7) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

百貨店業

(8) 主要な事業所 (2023年2月28日現在)

名称	所在地
本社	石川県金沢市
香林坊店	石川県金沢市
富山店	富山県富山市

(9) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

性別	従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	120名	2名	48歳 11ヶ月	24年 9ヶ月
女性	305	△9	44 6	13 11
合計または平均	425	△7	45 9	17 0

(注) △印は、減少を示しております。

(10) 主要な借入先 (2023年2月28日現在)

借入先	借入額
㈱北國銀行	4,273百万円
㈱北陸銀行	1,684

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,003,400株 (うち自己株式393,406株)
- (3) 株主数 5,678名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
宮 二 朗	524,400 株	9.34%
倉敷紡績株式会社	292,896	5.22
東京海上日動火災保険株式会社	285,411	5.08
一般財団法人大和文化財団	200,000	3.56
株式会社北國銀行	192,240	3.42
河井英夫	181,200	3.22
株式会社北陸銀行	181,180	3.22
清水建設株式会社	165,400	2.94
伍嶋憲一	156,300	2.78
ダイダン株式会社	152,848	2.72

- (注) 1. 当社は、自己株式393,406株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2023年2月28日現在)

氏名	地 位	担当および重要な兼職の状況
宮 二 朗	取締役社長(代表取締役)	
寺 口 時 弘	専務取締役(代表取締役)	
岡 本 志 郎	常 務 取 締 役	営業本部長・香林坊店長
中 崎 俊 也	取 締 役	富山店長
坂 本 哲 治	取 締 役	業務本部長
藪 内 信 昭	取 締 役	経営戦略本部長
北 村 秀 明	取締役(常勤監査等委員)	
細 川 清 悦	取締役(監査等委員)	
中 村 太 郎	取締役(監査等委員)	中村酒造(株) 代表取締役社長
浜 崎 英 明	取締役(監査等委員)	(株)北國銀行 会長 (株)金沢ニューグランドホテル監査役

- (注) 1. 取締役細川清悦氏、中村太郎氏および浜崎英明氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役細川清悦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 取締役細川清悦氏、中村太郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有まらびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、北村秀明氏を常勤監査等委員として選定しております。
 5. 取締役浜崎英明氏は、(株)北國銀行会長を退任し、2023年3月1日付で(株)北國銀行特別顧問に就任しております。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	固定報酬 (金銭報酬)	支給総額
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	6名	60百万円	60百万円
取 締 役 (監 査 等 委 員)	4名	13百万円	13百万円
合 計 (社 外 役 員)	10名 (3名)	74百万円 (6百万円)	74百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)につきましては年額1億7千万円以内(取締役6名)、監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては年額3千万円以内(監査等委員である取締役5名)として、2016年5月26日開催の第100期定時株主総会において、それぞれご承認いただいております。
 3. 上記表中記載の金額のほか、当事業年度中に社外役員が当社の子会社から受けた報酬等の総額は60万円であります。
 4. 当社は業績連動報酬・非金銭報酬を支給しておりません。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定に係る基本方針については、2021年1月12日開催の取締役会において改定の上、決議しております。

当事業年度におきましても、下記の手続きに基づき適正に決定していると判断いたしております。

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、短期的な利益に左右されず、企業の永続的な発展を持続するため、固定報酬を基本報酬（金銭報酬）としております。取締役（監査等委員である取締役を除く）個人別の基本報酬等の額の決定方針については、総額を定時株主総会決議の承認を経た金額の範囲内で、月例の固定報酬とし、役割、職責、代表権、在任年数等に応じ、他社を含めた社会的水準、当社の業績、従業員給与の水準も総合的に勘案し決定するものとしたしております。個人別の報酬の額の内容については、当社取締役会決議に基づき、代表取締役社長宮二郎および代表取締役専務寺口時弘に具体的内容の決定について委任するものとしたしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しながら、各取締役の担当事業を評価するには、代表取締役社長および代表取締役専務による合議制が最も適していると考えられるからであります。

なお、この権限が適切に行使されるよう、必要に応じ社外取締役の意見を参考にするものとしたしております。社外取締役の意見については、監査等委員会等を通じヒアリングできる体制を整えております。

役員の報酬等の限度額については、取締役（監査等委員である取締役を除く）については、2016年5月26日開催の第100期定時株主総会決議に基づく年額1億7千万円以内を限度としております。

② 監査等委員である取締役の報酬等の決定に関する方針

監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員会等において監査等委員である取締役の協議により全員一致で、社会的水準や職責を勘案し、当社基準に基づき決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、2016年5月26日開催の第100期定時株主総会決議に基づく年額3千万円以内を限度としております。

③ 非金銭報酬等および業績連動報酬等

業績連動報酬や株式報酬含む非金銭報酬を当社は採用しておりませんが、これらの導入については他社事例を研究・分析し、専門家の意見を取り入れながら引き続き検討を続けて参ります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況等および当事業年度における主な活動状況ならびに社外取締役に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役（監査等委員） 細川清悦氏

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会への出席率は80%、監査等委員会への出席率は80%でありました。

同氏は、期待された役割に基づき、取締役会においては、社外取締役として客観的かつ公正な立場で豊富な経験と知見から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、監査等委員会では、常勤監査等委員・内部監査部門・関係各部門と連携し、税務・会計等の知見からコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、財務等について多様な角度から当社に意見を述べて参りました。

社外取締役（監査等委員） 中村太郎氏

同氏は中村酒造株式会社代表取締役社長であり、当社は同社と商品仕入取引があります。

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会への出席率は100%、監査等委員会への出席率は100%でありました。

同氏は、期待された役割に基づき、取締役会においては、社外取締役として客観的かつ公正な立場で豊富な経験と幅広い見識から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、企業の代表取締役や諸団体の代表としての深い知見に基づき、経営視点で様々な角度から当社に助言・意見を述べて参りました。

社外取締役（監査等委員） 浜崎英明氏

同氏は株式会社北國銀行会長に就いておりましたが、2023年3月1日をもって同行特別顧問に就任しております。

同行は当社株式を192千株保有しており、当社は同行より借入金があります。

また、同氏は当社の子会社である株式会社金沢ニューグランドホテル監査役に就任しており、同社と当社は商品仕入等の取引があります。

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会および監査等委員会への出席率はいずれも100%でありました。

同氏は、期待された役割に基づき、取締役会においては、社外取締役として客観的かつ公正な立場で豊富な経験と幅広い見識から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、金融機関における長年の経験に基づき、経営視点から多様な角度で当社に助言・意見を述べて参りました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は太陽有限責任監査法人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

27百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

27百万円

(注) 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の上記①および②の額はこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積算出根拠等が適切であると判断し、これに同意しました。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的事項とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

○取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制
 - ① 代表取締役、本部長、副本部長、内部監査室長、常勤監査等委員に加え各店運営責任者（店長）が参画する「コンプライアンス委員会」を設置しており、この委員会活動を中核に、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制をとります。
 - ② 内部統制システムの一環として、独立機関として監査等委員会を設置しており、企業倫理と法令遵守、企業の健全性に軸足を置いた業務監査を実施します。
 - ③ 内部監査部門として内部監査室を設置しており、当社および企業グループの日常業務・運営の内部監査を行い、その業務プロセスの適正性、有効性を検証し、重要な事項については、取締役会、監査等委員会等へ適切に報告する体制をとります。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を適切に保存・管理します。
 - ② 個人情報の管理については「個人情報保護管理規程」および関連規程・マニュアルを遵守するとともに、個人情報を取扱う取引先とも契約書を締結、台帳の施錠保管の徹底、シュレッダーの配備実施等保護施策に取り組みます。
- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 業務執行上の重要な意思決定ないし事業遂行等に内在するリスクは、社長、専務、本部長、副本部長、常勤監査等委員、各店運営責任者（店長）が一堂に会する店長会議において審議・管理します。
 - ② 緊急事態の発生、あるいは緊急事態につながるおそれのある事実が判明した際の危機管理対応は、情報開示も含む対応策を協議し、迅速かつ適正な対応を行います。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、原則として年5回以上開催し、経営全般に係る意思決定を行います。
 - ② 社長、専務、本部長、副本部長、常勤監査等委員による経営会議は、経営課題を見極め取締役会に付議される案件の検討等経営に係る事項について協議します。
 - ③ 店長会議を原則毎月開催し、実務的な業務執行の協議ならびに具体的な取り組みについて決定します。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制
企業グループ全体の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づく内部統制の整備、運用の体制および評価に関する基本方針を定め、適正に機能することを継続的に評価し、必要な場合は適宜改善を行います。
- (6) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 企業グループ全体での一体的な企業統治を図るため、本社経営戦略本部において経営戦略本部長、経営企画部長、子会社取締役による会議を定期的に行い、業績や財務状況について子会社取締役から報告を受け、グループ各社の経営状況やリスクを掌握の上、必要な場合は支援、助言を実施します。
 - ② 子会社取締役会において重要な事項の意思決定を諮ることとし、経営戦略本部長、経営企画部長、子会社取締役が出席することにより、企業グループ全体の経営執行を把握できる体制をとります。
 - ③ 企業グループ全体の内部統制を徹底するため、グループ各社の内部統制システム構築に努めます。
- (7) 監査等委員会を補助する使用人体制とその独立性ならびに当該使用人に関する実効性の確保に関する体制
 - ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の求めにより監査等委員会の職務を補助する従業員として適切な人材を配置することとし、その従業員の人事に関する事項は、監査等委員会と協議のうえ決定します。
 - ② 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合、他部署の業務と同等以上に監査等委員会に係る業務に従事するものとします。

- (8) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の取締役・監査役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制および報告をした者が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員には取締役会および重要な会議に出席を依頼するほか、必要に応じて担当部門およびグループ各社の取締役・監査役・使用人等から報告・説明等を行います。
 - ② 「公益通報者保護法に関する社内規程」を企業グループ全体に適用し、取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役・使用人等は、重大な法令違反、定款違反、企業集団に著しい損害を及ぼす事実や不正な行為を発見した場合、すみやかに監査等委員会にその事実を報告します。また、監査等委員会へ当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由とし、不利益な取り扱いをすることを禁止するものとします。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、必要に応じ担当部門に協力を要請することができるものとし、会計監査人に対しては会計監査への臨席検証および税務相談等、助言を求めます。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
- 監査等委員がその職務を執行する上で、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門で審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理することとします。
- (11) 反社会的な勢力等との関係断絶に係る体制
- 反社会的勢力や反社会的勢力等と関係のある取引先・団体とはいかなる取引も一切おこなわないこととし、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力等からの接触や要求に対しては、毅然とした態度で臨み、不当な要求には一切応じないこととします。また「大和コンプライアンスマニュアル」で反社会的な勢力等との関係断絶について明文化の上、社内周知を徹底し、必要に応じて外部の専門家に相談できる体制をとります。

○取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行

取締役会を定期的で開催し、法令および取締役会規程で定められた重要な項目について審議・決定・報告いたしました。また、取締役会を開催できない場合は、いわゆる取締役会決議事項の書面での提案も実施して参りました。あわせて、取締役の職務の執行を効率的に行うため、経営会議および戦略会議等を定期的で開催し、取締役会に付議する重要な事項やこれに準ずる経営的な課題について論議いたしました。また、原則毎月1回、店長会議を開催し、実務的な業務執行の協議ならびに具体的な取り組みについて協議して参りました。

加えて企業グループ全体においては、子会社取締役会を定期的で開催し、重要な事項を決定の上、本社経営戦略本部と子会社取締役による会議を毎月1回開催しグループ各社の経営状況やリスク等について論議して参りました。

これらについては新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、適宜オンラインによる会議を積極的に活用し、重要事項の審議や決定についてDXを積極的に活用して参りました。

また、取締役の職務の執行に係る文書等につきましては適切に保存をいたしております。

(2) コンプライアンス

「大和コンプライアンスマニュアル」等社内規程を基本として、代表取締役を中心に法令遵守について意識向上に努めて参りました。個人情報保護管理については「個人情報保護管理規程」および関連規準・マニュアルを遵守するとともに、個人情報を取り扱う取引先とも契約書を締結、台帳の施錠保管の徹底の上、定期的な監査および自己点検を実施いたしました。「表示」や「安全衛生」については、全社的に第三者機関の現状調査による指導および研修を定期的で開催いたしております。その他の法令等についても担当役員から各店・企業グループに周知し法令遵守等に取り組んで参りました。具体的な課題等については、定期的に「コンプライアンス委員会」を開催し、課題を論議し、改善を図っております。今期は「公益通報者保護法」改正に伴う内部通報制度改

定や取引先の口座規定見直しによりリスクマネジメント強化と業務効率化促進の両立を目指しました。

(3) リスク管理

社内規程に則り、企業グループ全体のリスク管理に努めております。緊急事態発生の場合は、取締役や関連部門に報告の上、対応策の協議を実施しております。特に下記事項について今期は重点的に対応いたしております。

① 新型コロナウイルス感染症対応について

新型コロナウイルス感染症の感染防止策・発生時の社内外への諸対応・取引先との確認・対応について社内方針を策定の上、引き続き実施して参りました。また感染状況や行政方針を踏まえ、適宜方針を柔軟に見直して参りました。

② 情報セキュリティについて

「情報セキュリティポリシー」を策定、代表取締役を中心に周知・徹底を図ったうえで、情報資産の取扱いに関しては関連規程・マニュアルを整備・運用し、情報セキュリティ体制の維持・向上に努めております。特に今期は、サイバー攻撃に備え、データ保存や悪質メールへの対応等、情報セキュリティーの一層の強化をおこない社内への周知徹底をいたしました。

(4) 内部監査の実施

定期的な内部監査を大和本社、各店および企業グループ各社に対し実施いたしました。特に、今期は商品在庫の管理体制、個人情報保護管理体制を中心に監査を実施し、代表取締役・監査等委員会に必要に応じて報告を行って参りました。また、改善すべき事項につきましては、当該部門に直接指摘するとともに、各組織の経営責任者（大和では各店長、企業グループ各社では社長）に報告・指導を行いました。

(5) 財務報告に係る内部統制

内部統制報告制度の基本方針をふまえ、「2022年度内部統制報告制度評価計画」を作成し、関連する内部統制の整備状況および運用状況の評価をいたしました。特に、「全社レベル」、「決算・財務報告プロセス」、「事業目的に関わる重要な業務プロセス」、「IT」に関する重要な内部統制の評価を実施しました。企業グループにあっては、グループ各社の全社的な内部統制を評価して参りました。

た。評価結果については代表取締役、監査等委員会に必要に応じて報告の上、改善すべき事項は、当該部門に直接指摘するとともに、各組織の運営責任者（大和では各店長、企業グループ各社では社長）に報告・指導してきました。また、会計監査人による内部統制監査と連動の上、適宜情報交換し、双方の監査の精度・品質の向上に努めて参りました。

(6) 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は「監査等委員会監査等基準」「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」「監査等委員会規則」の下、2022年度監査等委員会監査方針を策定、監査等計画に沿って監査および監督を実施して参りました。監査等委員会については定期的に開催し、審議すべき事項について、論議・決定等して参りました。また、監査等委員会は内部監査室等と連動し定期的に監査を実施し、必要がある場合は、担当部門およびグループ各社担当者に要請し報告を受け、説明を求めました。常勤監査等委員においては、重要な会議に出席の上、監査等委員会において情報の共有に努めて参りました。会計監査人とは定期的に課題について論議し、情報交換に努めました。

○剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化と今後の事業展開を総合的に判断し、配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度においては、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきます。

今後は、安定的な収益基盤を確立の上、利益剰余金の積み上げに取り組んで参ります。

(注) 本事業報告に記載の金額および数値は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,845,366	流動負債	16,171,503
現金および預金	1,625,339	支払手形	47,312
受取手形	4,809	支払手形(設備)	7,609
売掛金	1,576,452	買掛金	2,383,184
商品	1,275,450	契約負債	196,823
貯蔵品	15,121	短期借入金	4,329,051
前払費用	93,855	リース債務	22,502
未収入金	40,012	未払金	173,142
その他の流動資産	229,425	未払消費税等	59,286
貸倒引当金	△15,100	未払法人税等	8,951
固定資産	17,453,948	未払事業所税	35,000
有形固定資産	12,423,492	未払費用	252,725
建物	6,021,612	前受金	51,755
車両および運搬具	0	商品券	785,038
器具および備品	401,882	預り金	7,515,497
土地	5,999,996	賞与引当金	48,000
無形固定資産	50,662	商品券回収損失引当金	239,203
ソフトウェア	40,542	その他の流動負債	16,421
ソフトウェア仮勘定	10,120	固定負債	4,326,965
投資その他の資産	4,979,793	長期借入金	2,021,589
投資有価証券	2,036,121	リース債務	103,769
関係会社株式	455,500	繰延税金負債	799,125
長期貸付金	1,408,000	退職給付引当金	1,163,890
諸保証金	5,251,691	資産除去債務	145,480
その他の投資	52,858	関係会社事業損失引当金	12,059
貸倒引当金	△4,224,377	その他の固定負債	81,050
資産合計	22,299,315	負債合計	20,498,468
		純資産の部	
		株主資本	1,325,256
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,595,438
		資本準備金	1,151,981
		その他資本剰余金	443,456
		利益剰余金	224,983
		その他利益剰余金	224,983
		繰越利益剰余金	224,983
		自己株式	△595,165
		評価・換算差額等	475,590
		その他有価証券評価差額金	475,590
		純資産合計	1,800,846
		負債・純資産合計	22,299,315

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (2022年3月1日から 2023年2月28日まで)

(単位：千円)

売 上 高		13,789,073
売 上 原 価		6,743,063
売 上 総 利 益		7,046,009
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		6,674,143
営 業 利 益		371,866
営 業 外 収 益		387,999
受 取 利 息	10,267	
受 取 配 当 金	65,783	
受 取 賃 貸 料	116,159	
長 期 未 回 収 商 品 券	126,828	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	56,599	
そ の 他 の 収 益	12,361	
営 業 外 費 用		549,233
支 払 利 息	221,649	
不 動 産 賃 貸 費 用	115,517	
商 品 券 回 収 損 失 引 当 金 繰 入 額	129,105	
そ の 他 の 費 用	82,961	
経 常 利 益		210,632
特 別 利 益		78,481
投 資 有 価 証 券 売 却 益	48,481	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	30,000	
特 別 損 失		5,476
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,778	
固 定 資 産 除 却 損	2,698	
税 引 前 当 期 純 利 益		283,637
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税		8,735
法 人 税 等 調 整 額		51,733
当 期 純 利 益		223,169

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月12日

株式会社 大 和

取締役 会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾川 克明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南波 洋行 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大和の2022年3月1日から2023年2月28日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	6,195,789	流動負債	17,408,125
現金および預金	2,380,991	支払手形および買掛金	2,643,794
受取手形および売掛金	1,942,691	契約負債	4,732,573
棚卸資産	1,447,409	短期借入金	5,399,016
その他の流動資産	442,573	未払法人税等	28,862
貸倒引当金	△17,877	商品券	785,038
固定資産	20,947,905	諸預り金	2,651,376
有形固定資産	16,252,656	賞与引当金	68,500
建物および構築物	7,486,993	商品券等回収損失引当金	239,203
機械装置および運搬具	26,661	その他の流動負債	859,761
器具および備品	473,762	固定負債	6,205,050
土地	8,265,239	長期借入金	3,321,537
無形固定資産	53,672	資産除去債務	151,566
施設利用権	1,572	繰延税金負債	799,505
ソフトウェア	41,979	再評価に係る繰延税金負債	353,427
ソフトウェア仮勘定	10,120	退職給付に係る負債	1,361,925
投資その他の資産	4,641,576	その他の固定負債	217,089
投資有価証券	2,244,361	負債合計	23,613,175
諸保証金	5,634,313	純資産の部	
繰延税金資産	154,158	株主資本	2,178,365
その他の投資	103,744	資本金	100,000
貸倒引当金	△3,495,000	資本剰余金	1,595,438
資産合計	27,143,694	資本準備金	1,151,981
		その他資本剰余金	443,456
		利益剰余金	1,078,092
		自己株式	△595,165
		その他の包括利益累計額	1,352,153
		その他有価証券評価差額金	475,566
		土地再評価差額金	871,201
		退職給付に係る調整累計額	5,385
		純資産合計	3,530,518
		負債・純資産合計	27,143,694

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

売	上	高		15,852,456
売	上	原	価	7,712,129
売	上	総	利 益	8,140,327
販	売	費	お よ び 一 般 管 理 費	8,036,978
営	業	利	益	103,348
営	業	外	収 益	656,622
	受	取	利 息	1,429
	受	取	配 当 金	63,945
	受	取	賃 貸 料	105,902
	長	期	未 回 収 商 品 券	423,178
	助	成	金 収 入	52,511
	持	分	法 に よ る 投 資 利 益	519
	そ	の	他 の 収 益	9,136
営	業	外	費 用	622,138
	支	払	利 息	117,897
	商	品	券 等 回 収 損 失 引 当 金 繰 入 額	136,889
	旧	商	品 券 回 収	173,655
	減	価	償 却 費 用	106,661
	そ	の	他 の 費 用	87,034
経	常	利	益	137,833
特	別	利	益	78,481
	投	資	有 価 証 券 売 却 益	48,481
	貸	倒	引 当 金 戻 入 額	30,000
特	別	損	失	37,940
	減	損	損 失	32,463
	投	資	有 価 証 券 評 価 損	2,778
	固	定	資 産 除 却 損	2,698
税	金	等	調 整 前 当 期 純 利 益	178,375
	法	人	税、住 民 税 お よ び 事 業 税	38,100
	法	人	税 等 調 整 額	69,381
当	期	純	利 益	70,892
親	会	社	株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	70,892

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月12日

株式会社 大 和
取締役 会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾川 克明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 南波 洋行 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大和の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月13日

株式会社 大 和 監査等委員会

常勤監査等委員 北 村 秀 明 (印)

監 査 等 委 員 細 川 清 悦 (印)

監 査 等 委 員 中 村 太 郎 (印)

監 査 等 委 員 浜 崎 英 明 (印)

(注) 監査等委員細川清悦氏、中村太郎氏、浜崎英明氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は第107期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は、全ての取締役候補者につき適任であると判断しております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
①	みや じ ろう 宮 二 朗 (1957年4月5日)	1981年10月 当社入社 1987年5月 当社取締役 1989年5月 当社常務取締役 1993年5月 当社専務取締役 1997年5月 当社代表取締役副社長 1999年5月 当社代表取締役社長（現任） 取締役候補者とした理由 宮 二郎氏は、1999年から当社代表取締役社長として、当社経営全般における指揮・管理・監督を担い、企業グループ全体においても経営の管掌をおこなっております。今後も当社および当社企業グループ全体の持続的な成長には、同氏の豊富な経営経験・知見・実績が必要とされることから、同氏を引き続き、取締役候補者とするものであります。	524,400株
②	てら ぐち とし ひろ 寺 口 時 弘 (1955年1月30日)	1978年4月 当社入社 2007年5月 当社取締役 2011年3月 当社取締役 業務本部長 2011年5月 当社常務取締役 業務本部長 2015年5月 当社代表取締役・専務取締役 業務本部長 2018年2月 当社代表取締役・専務取締役 （現任） 取締役候補者とした理由 寺口時弘氏は、代表取締役として資金調達・運用や経営資源の有効活用等経営全般において多角的にリーダーシップを発揮し主導的な役割を果たしてきました。今後も当社の経営戦略の遂行には、同氏の豊富な経験・知見が必要とされることから、同氏を引き続き、取締役候補者とするものであります。	2,032株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
③	おかもとしろ 岡本志郎 (1963年5月5日)	<p>1986年4月 当社入社 2015年2月 当社富山店長 2015年5月 当社取締役 富山店長 2018年2月 当社取締役 営業本部長・香林坊店長 2018年5月 当社常務取締役 営業本部長・ 香林坊店長 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 岡本志郎氏は、多様な経営戦略を着実かつ迅速に実行、全社的に新たな企画を次々に実施することで更なる顧客層の拡大に繋げる等、営業力向上に結びつけております。今後も、当社の成長戦略には、同氏の常識にとらわれない発想力とスピード感のある決断力が必要不可欠とされることから、同氏を引き続き、取締役候補者とするものであります。</p>	2,200株
④	なかぎきとしや 中崎俊也 (1958年7月12日)	<p>1981年4月 当社入社 2005年3月 当社富山店営業第2部長 2018年2月 当社富山店長 2018年5月 当社取締役 富山店長 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 中崎俊也氏は、豊富なマネジメント経験をベースに、多様な営業企画の導入を積極的に実施し、当地における顧客拡大に努める施策を継続しておこなって参りました。今後も、富山店を含む当社の成長戦略には、同氏の営業力・企画力が必要であることから、同氏を引き続き、取締役候補者とするものであります。</p>	1,100株
⑤	さかもとてつじ 坂本哲治 (1965年7月13日)	<p>1988年4月 当社入社 2013年3月 当社業務本部副本部長 2018年2月 当社業務本部長 2018年5月 当社取締役 業務本部長 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 坂本哲治氏は、管財・人事・ガバナンス等において業務効率・コンプライアンス・リスクマネジメント等を中心に、当社の持続的成長を主眼においた施策実行に努めてきました。同氏のこのような実行力が今後の成長戦略に必要不可欠であることから、同氏を引き続き、取締役候補者とするものであります。</p>	1,200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
⑥	やぶ うち のぶ あき 藪内信昭 (1959年4月21日)	1984年4月 当社入社 2013年3月 当社経営戦略本部 事業統括室 経営企画部長 2018年3月 当社経営戦略室副室長 2020年3月 当社経営戦略本部長 2020年5月 当社取締役 経営戦略本部長（現任） 取締役候補者とした理由 藪内信昭氏は、豊富な経験と各種資格をベースに実務力を発揮し、近年、構造改革・経営計画・情報システム戦略の策定・実行における中心的な役割を担ってきました。同氏のような知見・経験が当社の持続的な成長戦略に必要であることから、同氏を引き続き、取締役候補者とするものであります。	3,400株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役細川清悦氏は、第107期定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

その補欠として選任されます監査等委員である取締役候補者浅田英郎氏の任期は、当社定款の定めにより退任する監査等委員である取締役細川清悦氏の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
あさだ ひでお 浅田 英郎 (1967年10月12日)	1990年4月 清水建設株式会社入社 2016年4月 同社北陸支店営業部長 2019年10月 北陸興業株式会社入社 2020年2月 同社代表取締役社長(現任) 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 浅田英郎氏は、会社の代表取締役社長としての経営実績や大手企業営業部長としての豊富なマネジメント経験等、幅広い見識を有しております。同氏には、これらの経験から当社の業務執行に適切な助言をいただくとともに、客観的かつ公正な立場から当社経営を監査・監督をいただくことを期待しております。 同氏は、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、同氏を社外取締役候補者とするものであります。	1,000株

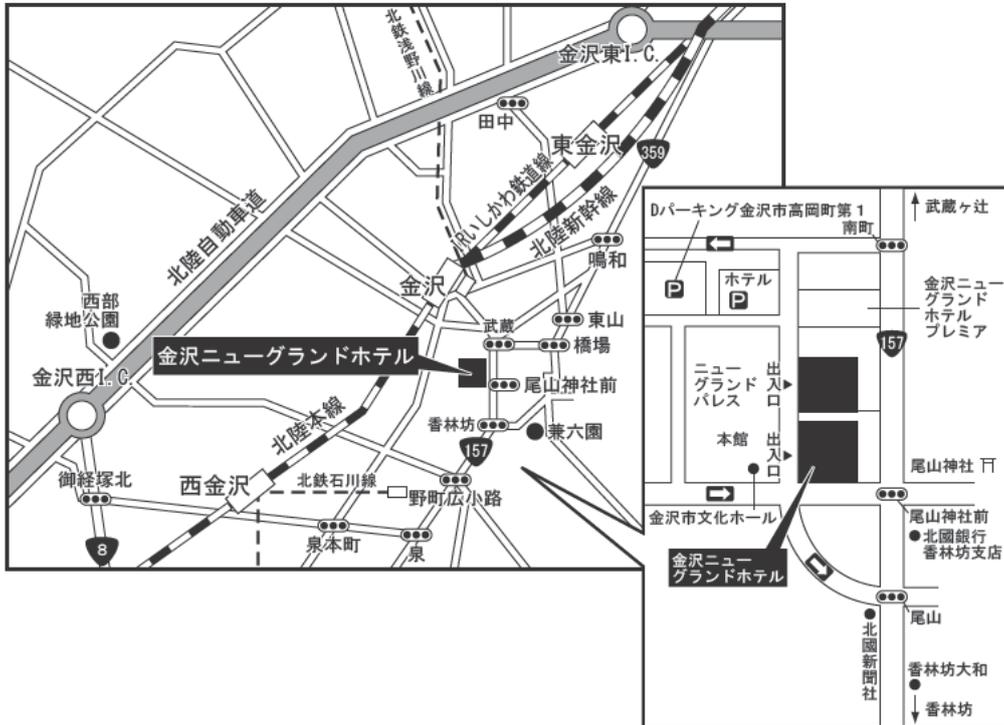
- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 浅田英郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 浅田英郎氏は、新任取締役(監査等委員)候補者であります。なお、同氏の選任が承認された場合、当社は新たに同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 浅田英郎氏とは、同氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

以上

定時株主総会 会場ご案内図

会場：金沢市南町4番1号
 金沢ニューグランドホテル 5階「銀扇」
 TEL：076-233-1311(代)

※受付は5階の会場前に設けております。
 ※ニューグランドパレス側のエレベーターは会場まで
 直通でございます。



●交通のご案内

金沢東I.Cまたは金沢西I.Cから車で約15分、JR「金沢駅」から車で約5分
 北陸鉄道バス最寄りのバス停「南町・尾山神社」また「香林坊」で下車 徒歩約3分

※お願い

◎駐車場は金沢ニューグランドホテル駐車場またはDパーキング金沢市高岡町第1、金沢まちなかパーキングネット対象駐車場をご利用いただけますが、駐車台数が限られておりますので、出来るだけバス等の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

◎【重要】「株主様へのご案内」・「議決権行使についてのご案内」等につきましては、招集ご通知の2頁以降をご覧ください。

◎ご来場の株主様へのお土産等はご用意しておりません。